

第3次  
高知県DV被害者支援計画  
(素案)



# 目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	3
第2章	高知県におけるDVの現状	
1	県民意識調査の結果	4
2	DVに関する相談の状況	6
3	一時保護の状況	7
第3章	基本的方向	
1	計画の基本理念	10
2	第3次計画の策定にあたっての視点	10
3	計画の体系	12
第4章	具体的な取組内容	
	基本の柱1 DVを許さない社会づくり	14
	重点目標(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	14
	重点目標(2) DV防止のための教育・普及啓発	16
	重点目標(3) 若年者に対する予防教育の推進	18
	重点目標(4) 加害者への対応	20
	基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	22
	重点目標(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	22
	重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	25
	重点目標(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	28
	重点目標(4) 誰もが相談しやすい体制づくり	30
	基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実	32
	重点目標(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	32
	重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実	35
	重点目標(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	38
	基本の柱4 DV被害者の自立に向けた支援	39
	重点目標(1) DV被害者の生活再建	39
	重点目標(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	42
	基本の柱5 地域における取組の推進	45
	重点目標(1) 地域における見守り体制づくり	45
	重点目標(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	47
	重点目標(3) 地域における自立に向けた支援の取組	48
	DV被害者支援の流れ(連携図)	50

- ・ 計画策定の経過
- ・ 高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱
- ・ 平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書（抜粋）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
- ・ 高知県男女共同参画社会づくり条例
- ・ DVについての主な相談先

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になることから、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題です。

DVは、配偶者や恋人等のごく親密な関係にある相手からの暴力であるため、家庭内等、外部の目が届きにくい場所で行われることが多く、また、周囲が気が付いても「家庭の問題」「他人が口出しすることではない」と見過ごされ、潜在化しやすい特徴があります。また、様々な種類の暴力が重複して加えられたり、暴力の程度や頻度がエスカレートし、長期化していくことで、被害が深刻化しやすいという特徴もあります。

このため、国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、その後、数度の改正を経て、DVの対象行為や相手方が拡充されるなど、被害者保護に向けた取組が進められています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。この計画に基づき、女性相談支援センター<sup>※1</sup>をDV被害者支援、DV対策の中心と位置付け、市町村や民間支援団体などの関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は、同センターが開設された翌年の平成15年度の188件から徐々に増え続け、平成22年度には632件にのぼりました。その後、緩やかに減少し、近年は400件前後で推移しています。

このことは、県民のDVに対する認識が一定深まった結果とも考えられますが、その一方で、県民意識調査<sup>※2</sup>では、DV行為を経験した（加害・被害とも）人のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」人が約4割を占めており、まだまだDVが潜在化していることもうかがえます。

こうした中、現行の第2次DV被害者支援計画の計画期間が平成28年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第3次計画を策定するものです。

#### 2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画

<sup>※1</sup> 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っている。

<sup>※2</sup> 平成26年度に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。3ページを参照。

## 第1章 計画の基本的な考え方

計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。

- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）】

～抜 粋～

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 (省 略)

3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力「デートDV」についても、対応することとします。

**配偶者からの暴力**：配偶者等（事実婚、同棲相手含む。いずれも「元」を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年PDCA<sup>※3</sup>による検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

---

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。

## 第2章 高知県におけるDVの現状

### 1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成26年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（有効回収数：1,015人、有効回収率：50.8%）を実施し、DVについても質問しています。（資料編54ページ参照）

#### （1）DV経験有無

配偶者や恋人からの暴力の経験の有無を確認したところ、約2割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。

	26年度	21年度
・直接経験したことがある	20.6%	28.1%
・身近に見聞きしたことがある	38.7%	20.1%
・経験したことも見聞きしたこともない	39.3%	39.2%

#### （2）DVの内容別 加害・被害有無

DVの内容別で、加害と被害があったと回答した割合は、以下のとおりです。

	加害の経験 あり	被害の経験 あり
・大声でどなる	32.5%	51.6%
・小バカにするようなことを言ったり、態度を取る	28.7%	48.8%
・素手で殴ったり、足でける	25.8%	39.7%
・何を言っても長時間無視し続ける	22.0%	29.7%
・物を投げつける。突き飛ばしたり、壁に叩きつける	13.8%	34.0%

#### （3）DV相談有無及び相談相手

DV行為について、打ち明けたり、相談した相手については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方が約4割（男性58.0%、女性32.8%）と最も高くなっています

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」（42.9%）、「自分にも悪いところがあったと思ったから」（24.2%）、「相談しても解決しないので、無駄だと思ったから」（24.2%）の順になっています。



## 第2章 高知県におけるDVの現状

以下は、男女別の相談先の割合（複数回答）です。男女とも公的な機関への相談割合が低いことと、特に男性は女性と比較して相談しない傾向が高くなっています。

	女性	男性
・どこ（誰）にも相談しなかった	32.8%	58.0%
・家族、親戚	39.5%	14.8%
・友人、知人	41.2%	26.1%
・警察	4.2%	0.0%
・女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	2.5%	0.0%
・こうち男女共同参画センター	0.8%	0.0%

## 第2章 高知県におけるDVの現状

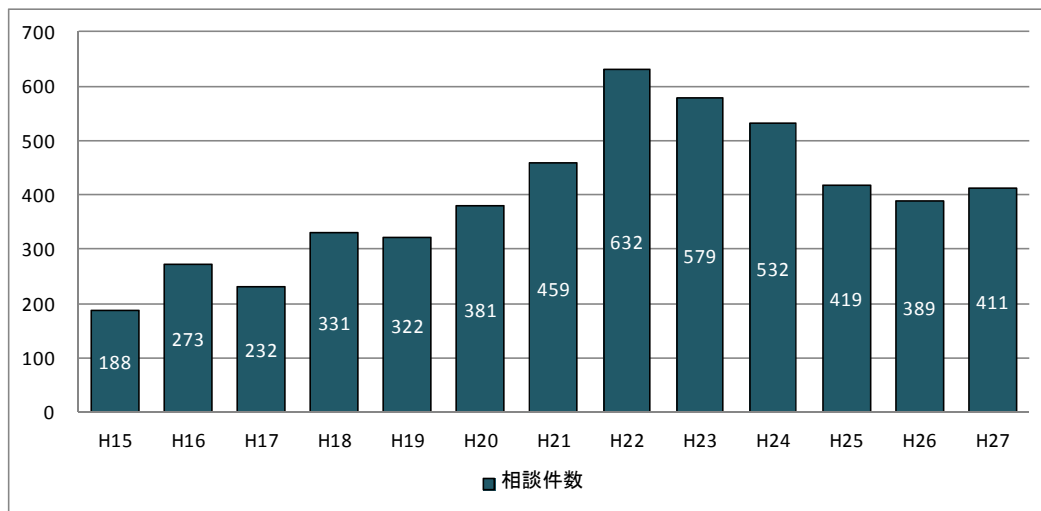
### 2 DVに関する相談の状況

#### (1) DVに関する相談件数等

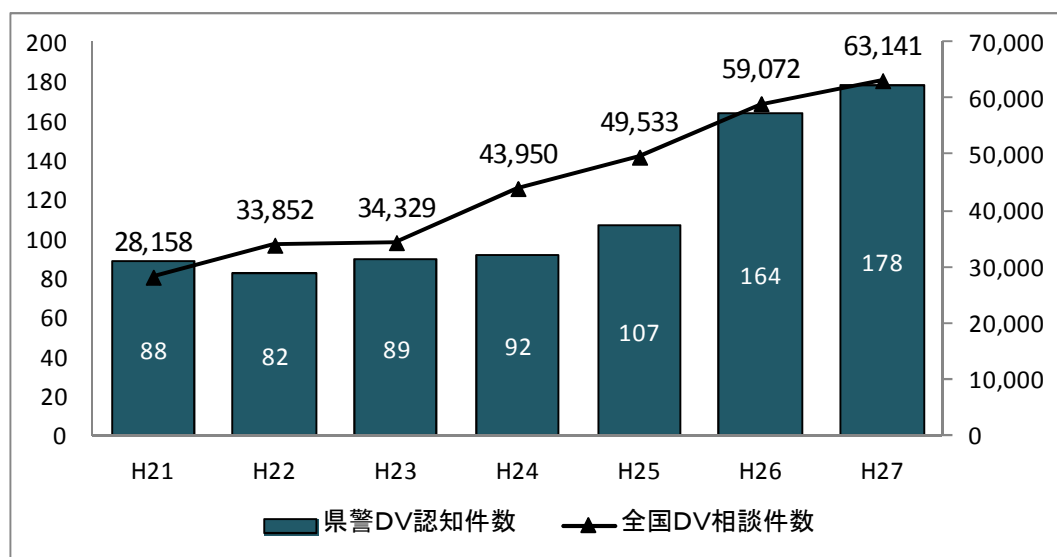
県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は、センター設立の翌年度の平成15年度の188件から徐々に増加した後、平成22年度の632件をピークに減少に転じ、近年は400件前後で推移しています。

また、高知県警察におけるDV認知件数は平成25年まではほぼ横ばいでしたが、26年に大きく増加しています。

#### ●配偶者暴力相談支援センターでのDVに関する相談件数推移



#### ●警察におけるDV認知件数推移



## 第2章 高知県におけるDVの現状

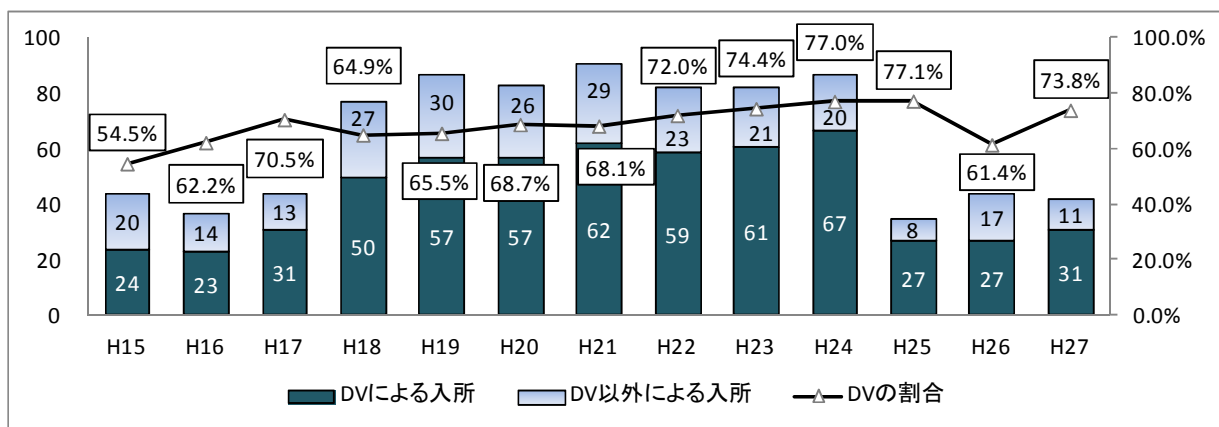
### 3 一時保護の状況

#### (1) 一時保護件数等

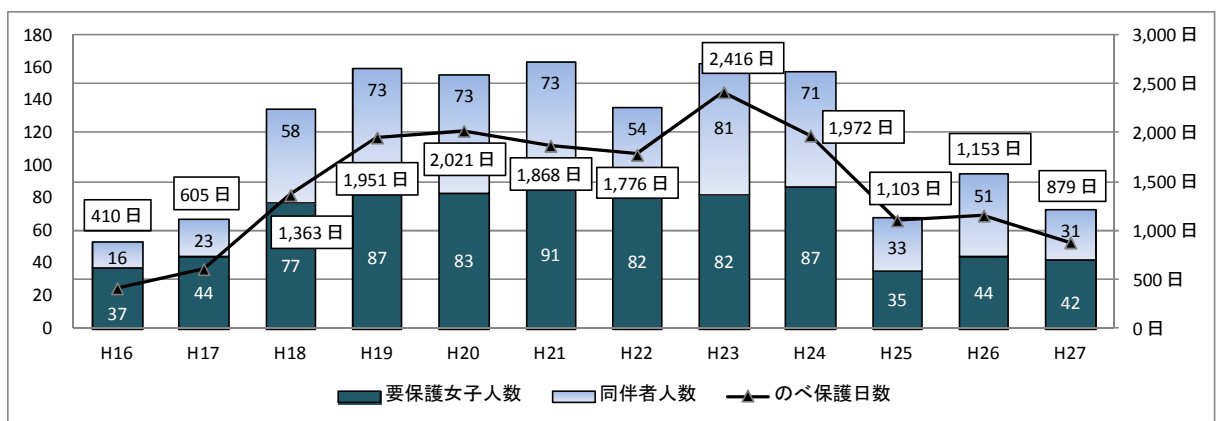
女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護件数は、平成18年度から24年度までは、80件から90件程度で推移していましたが、近年は40件前後で推移しています。

うち、配偶者暴力相談支援センターでの、DVを理由とした一時保護件数は、平成15年度の24件から平成24年度の67件までは概ね増加傾向にありましたが、平成25年度以降は30件前後でほぼ横ばいの状況が続いています。また、一時保護の理由としてはDVの割合が最も高く、概ね6割から8割の間で推移しています。

#### ●女性相談支援センターにおける一時保護件数推移



#### ●要保護女子・同伴児・者人数及びのべ保護日数推移

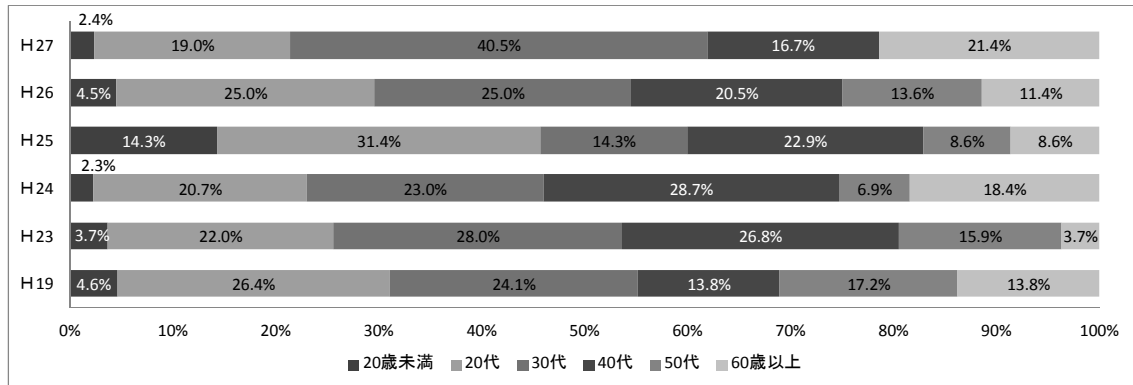


## 第2章 高知県におけるDVの現状

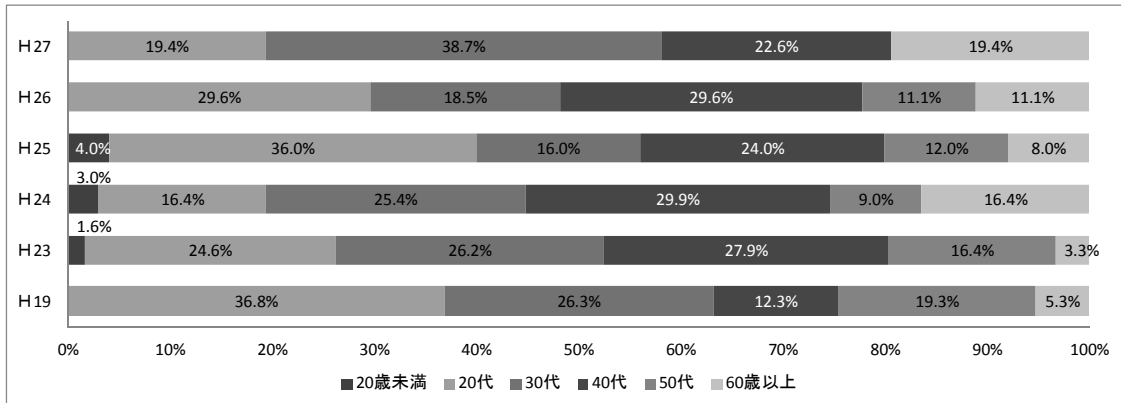
### (2) 年代別割合

一時保護者全体、あるいはDVを理由とした一時保護者の年代別割合をみると、年度によってバラつきはあるものの、20歳代から40歳代が多くを占めています。

#### ●一時保護者年代別割合（全体）



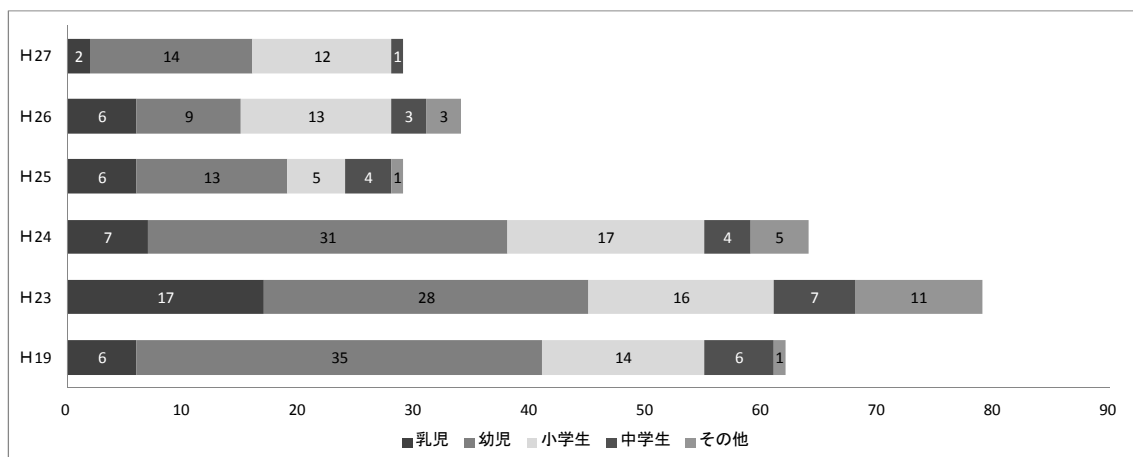
#### ●一時保護者年代別割合（DV被害者）



### (3) 同伴者の状況

一時保護者の多くが20歳代から40歳代の子育て世代であることから、同伴者の内訳を見ると、乳児を含む中学生以下の子どもが約9割となっています。

#### ●DV被害者の同伴者の状況



## 第2章 高知県におけるDVの現状

### (4) 一時保護所退所後の行き先

一時保護後の状況を見ると、自立支援施設※<sup>4</sup>や母子生活支援施設※<sup>5</sup>などの「各種施設」に入所したり、「借家・アパート」に入居、あるいは「住込」で自立した生活を始める被害者がいる一方で、帰宅する被害者が3割程度います。

帰宅する理由は様々ですが、小さな子ども連れでは住む場所の確保や、安定した収入を得られる職に就くことが難しいといったことも、大きな理由の一つとなっています。

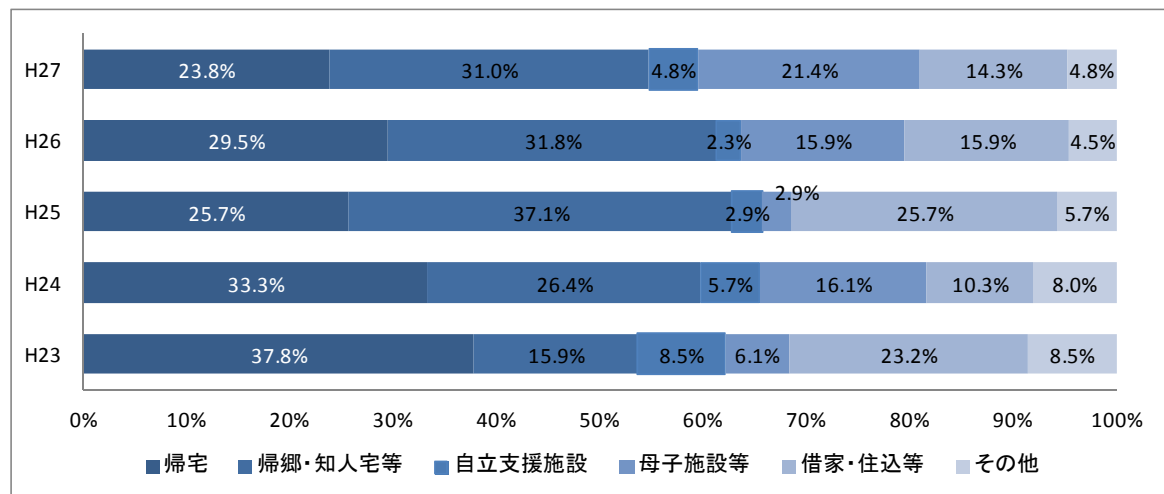
そのため、地域で安心して生活を送れるように、自立に向けた各種支援や見守りが非常に重要だと言えます。また、帰宅した場合でも、またDVの被害に遭っていないか、新たな問題が生じていないか等、継続的に見守っていく必要があります。

#### ●一時保護所退所後行き先別件数推移

単位：件

	帰宅	帰郷・知人宅等	自立支援施設	母子施設等	借家・住込等	その他	計
H27	10	13	2	9	6	2	42
H26	13	14	1	7	7	2	44
H25	9	13	1	1	9	2	35
H24	29	23	5	14	9	7	87
H23	31	13	7	5	19	7	82

#### ●一時保護所退所後行き先別割合推移



※<sup>4</sup> 一時保護所退所後に、引き続き自立に向けた支援を必要とする女性に対して、住と食を提供し自立を支援する施設。

※<sup>5</sup> 18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、母子家庭に準じる家庭の女性と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設。